

第1章 職場でのトラブルでお困りのみなさまへ

福岡県では、県内4か所に**労働者支援事務所**を設置し、労働者や使用者を対象に、**労働相談**を実施しています。

解雇や賃金の未払い、パワハラなど労働に関する相談をお受けし、情報提供や助言を行い、自主的な解決を支援します。

働く上での疑問、不安やトラブルをお持ちの方、労務管理上のアドバイスを求めたい方は、お気軽にご相談ください。**ご利用は無料**です。

■労働相談の例

- ・ 解雇されそう
- ・ 賃金の未払い、残業代の不払いがある
- ・ 賞与や退職金のことを知りたい
- ・ パートタイム労働、派遣労働のルールについて知りたい
- ・ 有給休暇、労働時間について知りたい
- ・ 育児休業、介護休業について知りたい
- ・ パワハラ、セクハラ、マタハラを受けている
- ・ パート・アルバイトをする際の注意事項を知りたい
- ・ 就業規則を作りたい、見直したい
- ・ 労働組合について知りたい、作りたい

■相談窓口

| 名称 | 電話番号 |
|-------------|--------------|
| 福岡労働者支援事務所 | 092-735-6149 |
| 北九州労働者支援事務所 | 093-967-3945 |
| 筑後労働者支援事務所 | 0942-30-1034 |
| 筑豊労働者支援事務所 | 0948-22-1149 |

※ 所在地等の詳細は巻末をご参照ください。

■相談窓口の受付時間

○電話・来所による相談

月曜日～金曜日までの8時30分から17時15分

※ 祝日、12月29日から1月3日は除きます。

○夜間の電話相談

水曜日(祝日の場合は翌日)の17時15分から20時まで

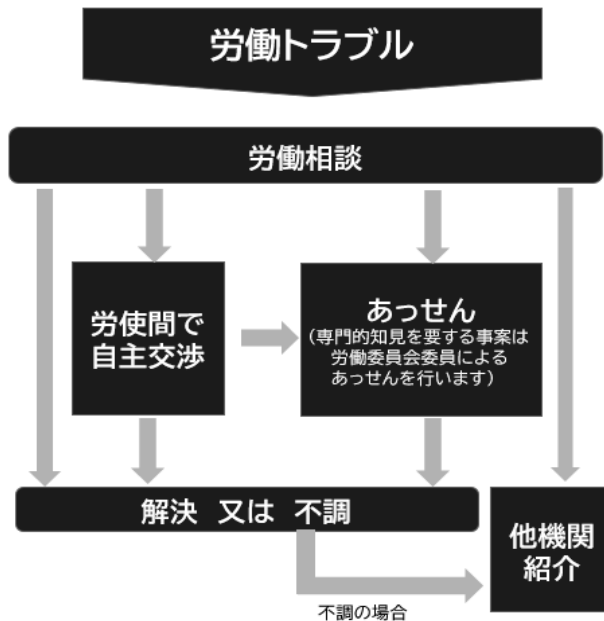
■あっせん

労働相談だけでは自主的な解決が図られない場合、労働者支援事務所が労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を行い、労使紛争の早期解決を支援します。

労使どちらからの相談に対しても公平に対応します。あっせんは非公開で、プライバシーは保護されます。

なお、専門的知見に基づく判断を要する事案は、労働委員会委員(公益委員(大学教授や弁護士など)、労働者委員(組合役員など)及び使用者委員(会社役員など)各1名の三者構成)によるあっせんを行います(委員あっせん)。

あっせんにより合意した場合、当事者には、その合意を履行する責任が生じます。



＜あっせんの例＞

【事例1】 パワハラ

（申立ての概要）

担当業務の手順書を作成するよう厳しく叱責され、体調不良となった。退職したいが認めてもらえず、退職届を内容証明郵便で会社へ送付したが、退職手続きが進まない。

（あっせんの結果）

会社は、申立者に責任者として成長してほしいとの思いから厳しく指導したと説明。労働者支援事務所は会社へパワハラ防止義務があることを説明し、配慮を求めた。会社が謝罪し、退職手続きを円滑に進めることで合意し、解決した。

【事例2】 配置転換（委員あっせん）

（申立ての概要）

課長昇格を約束されていたのに他者が昇格。上司に理由を尋ねた直後に他支店へ配置転換となり、過少業務が割り振られメンタル不調となった。配置転換取消又は会社都合での退職及び退職金の支払いを求める。

（あっせんの結果）

会社は、配置転換後の業務は重要な業務であり、給与も下がらないため配置転換は適切と説明し、申立者はこれに納得。最終的には、会社都合での退職及び退職金の支払いで合意し、解決した。